

容器検査所登録申請

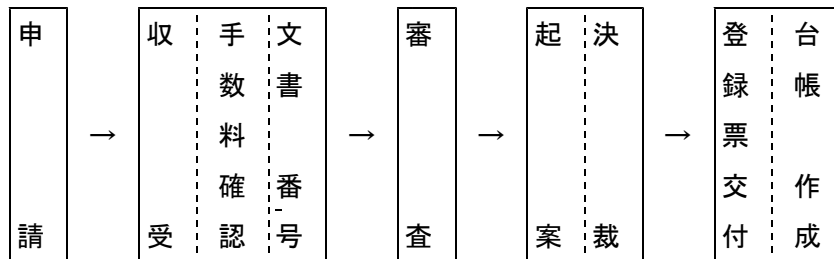
根拠法令

法第50条第3項 容器則第30条

適用

容器再検査を行う者

手順



必要書類

- 1 容器検査所登録申請書
- 2 委任状（代表者以外の者が申請手続きをするとき）
- 3 検査設備明細書＜容器則第33条（検査設備の基準）に対応する事項を記載＞
- 4 容器検査所の位置及び付近の状況図
- 5 容器検査所の平面図（検査設備の配置図を含む。）

審査

法第50条第3項の技術上の基準（容器則第33条）に適合しているか審査する。

登録票の交付

申請者に容器検査所登録票を交付する。

→容器則様式第7

台帳作成

登録票交付後、台帳を作成する。

→容器検査所登録台帳に記載